

08201

茨城県

水戸市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○投下固定資本額 下限無し ○対象業種 ①製造業, 卸売業, 自動車貨物運送業等(市内全域) ②商業施設, 業務系のオフィス等(中心市街地) ○対象要件 ・事業の用に供する面積が 500 m <sup>2</sup> 以上の事業所を 新增築するもの (水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税 免除条例)	水戸市民を新たに5 人雇用(健康保険 法第5条第1項又は 第6条に規定する 被保険者)すること	課税免除 (3年間)	固定資産税 都市計画税	固定資産税等 を、事業の用に 供した日の翌 年度から3年間 免除

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	補助内容
水戸市企業立 地促進補助金 交付要項	H26.6	○事業の用に供する床面積が 500 m <sup>2</sup> 以上 であること(市内拡大の場合は, 床面積 が 500 m <sup>2</sup> 以上増床すること) ○水戸市民を新たに5人雇用(健康保険 法第5条第1項又は第6条に規定する被 保険者)すること ○対象業種 コールセンター業, 製造業, 道路貨物 運送業, 卸売業, 学術研究機関など ※中心市街地に立地する場合は, 商業施 設や業務系のオフィスなど, ほぼすべて の業種が対象となる	◆建物を新築・増築する場合 ○土地・建物・償却資産の取得費用の補助 ・補助率7%(雇用数5人～14人), 補助率 10% (雇用数 15人～), 上限額2億 5,000 万円 ◆既存物件を購入・賃借する場合 ○既存物件の改装費用, 償却資産の取得費用 の補助 ・補助率7%(雇用数5人～14人), 補助率 10% (雇用数 15人～), 上限額 3,000 万円 ◆正規社員の雇用増加奨励 正規雇用増加1人あたり 10 万円/年の雇用 奨励金, 期間3年間
水戸市中心市 街地店舗, 事 務所等開設促 進補助金交付	H28.9	○水戸市中心市街地(都市中核ゾーン 内)に建物を賃借して対象事業を開始 する個人または法人 ○事業の用に供する床面積が 100 m <sup>2</sup> 以上	○償却資産の購入費用及び賃借した建物の改 装費用の補助 ・補助率1/3 ・上限額は, 下記に掲げる事業の用に供する床

要項	<p>であること(対象区域内に既存店舗がある場合は, 100 m<sup>2</sup>以上増床)</p> <p>○水戸市民を新たに1人雇用(健康保険法第5条第1項又は第6条に規定する被保険者)すること</p> <p>○対象業種 商業施設や業務系のオフィス等</p> <p>※鉱業, 廃棄物処理業, 宗教, 風俗業等は対象外</p>	<p>面積の区分に応じて定める。</p> <p>100～200 m<sup>2</sup>未満 上限額 200 万円</p> <p>200～300 m<sup>2</sup>未満 上限額 300 万円</p> <p>300～400 m<sup>2</sup>未満 上限額 400 万円</p> <p>400 m<sup>2</sup>以上 上限額 500 万円</p> <p>※従業者(水戸市民)の雇用が3人以上の場合は, 上記金額に 100 万円を加算した額を上限とする。</p>
----	--	---

08202

茨城県

日立市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
産業立地促進奨励金交付要綱 (工業)	H29.3	<p>○立地促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者:新設、増設又は設備取得を行う事業者(設備取得は中小企業者のみ)</li> <li>・対象業種:製造業、運輸業、卸売業、電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電事業を除く)</li> <li>・対象地域:準工業地域、工業地域、工業専用地域、工業団地等</li> <li>・投資額要件:中小企業1千万円以上、大企業3千万円以上</li> </ul> <p>○雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地促進奨励金の適用を受けていること</li> <li>・新設、増設、設備取得に伴い、1年以上継続して従事している従業員が2人以上増加していること</li> <li>・中小企業者であること</li> </ul>	<p>○立地促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税相当額及び都市計画税相当額の補助</li> <li>・最大5年間補助</li> <li>・限度額1億円(各年度)</li> </ul> <p>○雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増加した従業員(日立市民)1人につき30万円</li> <li>・当該従業員が40歳未満の場合は3年間補助</li> </ul>
産業立地促進奨励金交付要綱 (商業・オフィス)	H29.3	<p>○店舗／オフィス開設促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者:店舗(小売業、飲食業)、オフィスの新設、増設を行う事業者</li> <li>・対象地域:日立、常陸多賀、大甕の各駅周辺(商業地域)、小木津、十王の各駅周辺(近隣商業地域)</li> <li>・投資額要件:1百万円以上</li> <li>・雇用要件:オフィス開設の場合は、3人以上</li> </ul> <p>○雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗開設促進奨励金又はオフィス開設促進奨励金に該当する事業者であること</li> <li>・店舗、オフィスの新設、増設、設備取得に伴い、1年以上継続して従事している従業員が2人以上増加していること</li> </ul>	<p>○店舗／オフィス開設促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税及び都市計画税相当額の補助(3年間)</li> <li>・賃借によるオフィス開設の場合は、賃料の半額(1年間)及び改装費用の3分の1の額</li> </ul> <p>○雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増加した従業員(日立市民)1人につき30万円</li> <li>・当該従業員が40歳未満の場合は3年間補助</li> </ul>

08203

茨城県

土浦市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
土浦市企業立地促進奨励金交付要綱	H18.2	<p>1. 神立工業団地、東筑波新治工業団地、テクノパーク土浦北工業団地、土浦おおつ野ヒルズに事務所等を新增設した法人で、新增設に伴う新規採用により、市内に住所を有する者(市外からの転入を含む)を5名以上増加した法人。</p> <p>2. 市街化区域内(土浦北インターチェンジ及び桜土浦インターチェンジ周辺の指定路線区域を含む)において、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、農業(植物工場に限る)、大規模小売店舗(認定中心市街地に限る)の業種の事務所又は事業所を新增設(新增設のために投資した投下固定資産(家屋)の総額1億円以上とする)した法人で、新增設に伴う新規採用により、市内に住所を有する者(市外からの転入を含む)を5名以上増加した法人。</p>	<p>奨励金</p> <p>○固定資産税相当額(3年間)</p>
		<p>該当にならない法人</p> <p>1. (1) 市税の滞納があるもの</p> <p>(2) 工業専用地域に建築できる以外の事務所を新增設したもの</p> <p>(3) 工業専用地域に建築できる事務所のうち次に掲げる事務所等を新增設したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神社、寺院、協会その他これらに属するもの</li> <li>・保育所その他これらに属するもの</li> <li>・公衆浴場 ・診療所</li> <li>・自動車教習所</li> <li>・カラオケボックスその他これらに属するもの</li> <li>・老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> </ul> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する事務所を新增設し</p>	<p>奨励金</p> <p>○固定資産税相当額(3年間)</p>

		<p>たもの</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの</p> <p>2.(1) 市税の滞納があるもの</p> <p>(2) 市内で移転するもの</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団であるもの</li> <li>・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第号6に規定する暴力団員が役員となっているもの</li> </ul> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する事務所を新増設したもの</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することにつき適当でないと認めるもの</p>	
--	--	---	--

08204

茨城県

古河市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
古河市工場立地法地域準則条例	H30.3	準工業、工業・工専地域、重点促進区域※における製造業等に係る工場又は事業場。  ※用途地域の定めのない地域であって、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定に基づく区域(工業・工専地域を除く)	緑地面積率及び環境施設面積率の緩和 ○敷地面積に対する緑地面積の割合 準工・重点促進区域 10%以上 工業・工専地域 5%以上 ○敷地面積に対する環境施設面積の割合(緑地面積を含む) 準工・重点促進区域 15%以上 工業・工専地域 10%以上

【詳しくはこちら(工場立地法緑地率緩和のご案内)】

<https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/lifetop/soshiki/syoko/3/8259.html>

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
古河市企業立地促進条例	H24.3	①指定地域において用地を取得し、企業立地を行うものであること ②企業立地に係る敷地面積が 9,000 平方メートル以上又は建築面積の合計が 3,000 平方メートル以上であること ③製造業(物品の加工修理業を含む)に供するものであること ④産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与するものであって、奨励措置を適用するにふさわしいと市長が認めるものであること	企業立地のために取得した投下固定資産(土地・家屋・償却資産)に係る固定資産税及び都市計画税相当額を3年間奨励金として交付

【詳しくはこちら(企業立地促進奨励金のご案内)】

<https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/lifetop/soshiki/syoko/kigyoyuchi/12633.html>

08205

茨城県

石岡市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
対象業種: 産業用機械・金属関連産業, 生活関連産業, 物流関連産業 ※地域未来投資促進法に基づく「地域牽引事業計画」の承認を得た場合	市内在住の従業員を5人以上 (中小企業は3人以上)	課税免除	固定資産税 都市計画税	平成 21 年7月1日 ～令和5年3月 31 日 (最大3年間)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
石岡市工場立地特例対象区域における緑地面積率等を定める条例	H21.6.17	地域未来投資促進法に基づく工場立地特例対象区域において、製造業等に係る工場又は事業場を立地する場合	○緑地面積率 柏原工業団地・荒金地区5% ○環境施設面積率 柏原工業団地・荒金地区 10% ○適用期間:令和5年3月 31 日まで
石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金	H22.3.31	事業所等(産業用機械・金属関連産業, 生活関連産業, 物流関連産業)の新設または増設をし, 創業開始の前後6カ月以内に市内在住の従業員を5名以上(中小企業者は3人)増加すること。	補助金 ○年額 12 万円/1人あたり ○1事業所 1,000 万円/年を限度 ○3年度を限度(補助認定した者に限る) ○適用期間:令和3年3月 31 日まで
石岡市製造業水道料金支援補助金	R1.7.17	市内に工場を置き, 産業分類で定める製造業を営む法人であって, 工業用水として工場で上水道を年間 5,000 m <sup>3</sup> 以上使用する事業者。	補助金 ○1m <sup>3</sup> 当たり 10 円を乗じた額 ○1事業所 200 万円/年を限度 ○適用期間:令和3年3月 31 日まで

【詳しくはこちらへ(石岡市産業立地ガイド) ⇒ <http://www.city.ishioka.lg.jp/page/dir000680.html> 】

08207

茨城県

結城市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
茨城県知事の認定を受けた「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」に基づき特定業務施設を整備した事業者 (結城市地方活力向上地域における課税免除及び不均一課税に関する条例)		課税免除 不均一課税	固定資産税	特定業務施設の用に供する土地, 建物, 償却資産に対して課税される固定資産税を3年間, 軽減 ・移転型 課税免除 ・拡充型 90%減税)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
結城市企業誘致条例	H20.12 (H21.4.1 より施行)	適用地区内の新設・増設・移設 ○新設 投下固定資産額 1億円以上 操業開始時の常時雇用従業員 5人以上 土地を取得又は賃借した日から3年以内に操業開始 ○増設 投下固定資産額 5,000万円以上 市税を滞納していないこと 常時雇用従業員2人以上増加 ○移設 投下固定資産額 5,000万円以上 市税を滞納していないこと 常時雇用従業員2人以上増加 最後に交付を受けた年度から5年以上経過	奨励金 ○奨励措置を講ずる期間 新設, 増設又は移設に伴い取得した家屋又は償却資産に係る固定資産税の納付を開始した年度から3年間 ○交付金額 新設 固定資産税及び都市計画税に相当する額 増設 増設部分の固定資産税に相当する額 移設 移設部分の固定資産税に相当する額
		【適用地区】 ①都市計画法の規定に基づく工業専用地域	

		<p>②農村地域工業等導入促進法の規定により指定を受けた区域</p> <p>③市土地開発公社が造成した工業団地</p> <p><b>【新設】</b> 市内に事業所を有しないものが適用地区に新たに土地を取得又は賃借し事業所を設置すること</p> <p><b>【増設】</b> 市内に事業所を有する者が、適用地区に新たに事業所を設置し、又は事業所の規模を拡張すること</p> <p><b>【移設】</b> 市内に事業所を有する者が、市内に存する事業所の一部又は全部を廃止して、新たに適用地区に事業所を設置すること</p>	
結城市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準を定める条例	H22.3	条例に定める工場立地特例対象区域に立地する工場等	<p>工場立地法に基づく緑地面積率と環境施設面積率の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地面積率 5%</li> <li>・環境施設面積率 10%</li> </ul>

08208

茨城県

龍ヶ崎市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
龍ヶ崎市企業立地促進条例	H28.4.1	<p>1. 所有型奨励金</p> <p>(新たに工場等を新增設・事務所等を新設される企業の方)</p> <p>「工場新設型企業立地奨励金」</p> <p>製造業・情報通信業・運輸業・卸売業</p> <p>○新たに従業者を3名以上雇用</p> <p>○土地の取得又は賃借の後2年以内に工事に着工し、3年以内に操業を開始</p> <p>○適用地区外については、投下固定資産の取得に要する費用の総額が3億円以上(うち建設取得費が1億円以上)</p> <p>「工場増設型企業立地奨励金」</p> <p>製造業・情報通信業・運輸業・卸売業</p> <p>○新たに従業者を3名以上雇用</p> <p>○適用地区外については、投下固定資産の取得に要する費用の総額が1億円以上</p> <p>「事務所所有型企業立地奨励金」</p> <p>製造業・情報通信業・運輸業・卸売業・小売業</p> <p>○新たに従業者を3名以上雇用</p> <p>○新たに土地の取得又は賃借して延べ床面積30㎡以上の事務所を設置</p> <p>○3年以上営業する見込みのあること</p>	<p>取得した土地及び家屋に係る固定資産税相当額 期間3年</p> <p>増設に係る土地及び家屋の固定資産税相当額 期間3年</p> <p>取得した土地及び家屋に係る固定資産税相当額 期間3年</p> <p>※適用地区とは</p> <p>①都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域のうち同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画に定</p>

		められた区域(松ヶ丘・藤ヶ丘・白羽地区) ②都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域(つくばの里工業団地及び周辺) ※小売業 ←①延べ床面積に店舗面積は含めない。 ②補助額は事務所に係る部分に限る。
	<p>2. 賃借型奨励金 (新たに工場等・事務所等を賃借される企業の方)</p> <p>「工場賃借型企業立地奨励金」 製造業・情報通信業・運輸業・卸売業 ○新たに従業者を3名以上雇用 ○敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建物面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の工場を賃借し操業を開始</p> <p>「事務所賃借型企業立地奨励金」 製造業・情報通信業・運輸業・卸売業・小売業 ○新たに従業者を3名以上雇用 ○延べ床面積 30 m<sup>2</sup>以上の事務所を賃借し営業を開始 ○3年以上営業する見込みのあること</p>	<p>賃借料の1/2 (補助限度額 600 万円/年) 期間←3年</p> <p>賃借料の1/2 (補助限度額 300 万円/年) 期間←3年</p> <p>※小売業 ①延べ床面積に店舗面積は含めない。 ②補助額は事務所に係る部分に限る。</p>
	<p>3. 雇用促進奨励金 (前出の奨励金対象企業の内、新たに市内在住の常時雇用者を3名以上雇用される企業の方)</p>	<p>市内在住の常時雇用者1人につき 10 万円 (補助限度額 1,000 万円) ←期間1年</p>

詳しくはこちら([企業立地奨励金制度](#))

08210

茨城県

下妻市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業・運輸業・卸売業・研究施設 県開発公社・市開発公社が造成した工業団地等における新設及び設備投資額 5,000 万円以上の増設	—	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、償却資産)	3年間
上記以外の土地の場合(自主立地等) 3,000 ㎡以上の土地における設備投資額 1億円以上の新設又は設備投資額 5,000 万円以上の増設 (ただし、住居系用途地域は適用外)	下妻市民を新規に正社員として 10 人以上 雇用			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
下妻市雇用促進奨励金交付規則	H20.10	○製造業・運輸業・卸売業・研究施設 ○固定資産税の課税免除制度適用要件に該当し、新設又は増設に併せ下妻市民を新規に 10 人以上正社員として雇用し、1年以上継続雇用した場合	雇用奨励金 ○1人当たり 10 万円を交付 (ただし、1事業者 3,000 万円を限度) (建物取得(建築)前2年間、取得後3年間の計5年間において1年以上継続雇用した者が対象)

08211

茨城県

常総市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
常総市雇用促進奨励金交付要綱	H23.4	<p>交付対象事業者</p> <p>【全ての条件を満たす事業者】</p> <p>1. 内守谷工業団地、坂手工業団地、花島工業団地、大生郷工業団地の区域内に事業所、工場等を有する事業者</p> <p>2. 上記の区域内にある事業所等において、雇用期間の定めがなく、週 30 時間 以上の勤務に従事している労働者を常時 50 人以上雇用している事業者</p> <p>対象となる雇用者</p> <p>【全ての条件を満たす雇用者】</p> <p>1. 市内在住者(住民登録されている方)で、雇入れの日において 40 歳未満である方</p> <p>2. 引き続き雇用されている期間が申請年度の 4月1日において1年以上2年未満の方</p> <p>3. 雇入れの日から遡って6ヶ月前までの間に企業の都合で離職し、再雇用されていないこと</p>	<p>奨励金</p> <p>対象となる雇用者1人につき 10 万円を事業主に交付</p>
企業立地促進条例	令和2年4月1日	<p>(1) 新設の場合は、土地及び建物の取得価格が1億円以上、増設の場合は、建物の取得価格が5千万円以上であること。</p> <p>(2) (1)に伴い、新たに5名以上の雇用があること。</p>	<p>(1) 企業立地奨励金 土地及び建物に係る固定資産税相当額を、1年度につき2千万円を上限として、3年度分交付する。</p> <p>(2) 雇用拡大奨励金 新規常時雇用者(申請日前 1 年間継続して市内に在住している者)を雇用した場合、1人につき 10 万円を給付する。 転入常時雇用者(雇用契約前2年間継続して市外に在住しており、雇用契約</p>

			<p>後に本市に転入し、申請日前 1 年間において継続して市内に在住している者)を雇用した場合、1人につき 15 万円を給付する。上限 500 万円とし、企業立地奨励金が対象となる事業所が第 1 年度申請時のみ申請可能。</p>
--	--	--	--

詳しくはこちら

企業に対する固定資産税の優遇制度について

<http://www.city.joso.lg.jp/soshiki/keizaikankyo/shoko/sar06/gyomu/kigyoritti/1589770283280.html>

雇用促進奨励金のご案内

<http://www.city.joso.lg.jp/jigyosha/shinko/kigyoritti/1420175393918.html>

08212

茨城県

常陸太田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<b>【過疎地域】</b> 2,700 <b>【過疎地域以外】</b> 新設:1億円(農林漁業及びその関連業種 5,000) 増設:1億円(農林漁業及びその関連業種並びに中小企業等 5,000) ※地域未来投資促進法に基づく茨城県全域基本計画又は茨城県県北地域基本計画における選定分野,市長が認める業種又は承認地域経済牽引事業者  常陸太田市東部土地区画整理事業計画地立地企業への特例新設:5,000万円	—	課税免除	固定資産税 (土地・家屋・償却資産)	3年以内
	—	課税免除	固定資産税 (土地・家屋・償却資産)	5年以内

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
常陸太田市企業等立地促進条例	H18.12	指定産業地域に新たに立地,拡大再投資する企業等で,地域未来投資促進法に基づく茨城県全域基本計画又は茨城県県北地域基本計画における選定分野であって,指定産業地域にふさわしいと市長が認めるもの ・立地:投下資本額1億円超(農林漁業及びその関連業種 5,000万円超) ・拡大再投資:投資額1億円超(農林漁業及びその関連業種並びに中小	・操業開始後3年間の固定資産税,都市計画税相当額を奨励金として交付(課税免除を受けた固定資産税相当額を除く) ・立地,拡大再投資に伴い,操業開始日前6月から操業開始後3年以内に新たに雇用した者のうち,その者又はその者と生計を一にする家族が操業開始日前1年間継続して本市の区域内に住所を有する者を1年以上継続して雇用した場合,当該新規雇用者数に1年当たり10万円を乗じて得た額を奨励金として交付(当該新規雇

		企業等 5,000 万円超)	用者ごとに3年まで)
常陸太田市新規立地企業雇用者家賃助成金交付要項	H24.4.1	平成 24 年4月1日以降に指定産業地域に立地し操業を開始した企業と雇用契約を締結した者であって、本市の民間賃貸住宅において建物賃貸借契約を締結し、住民基本台帳に新たに登録していること。	・家賃の 1/2(上限2万円)を助成。36 ヶ月を限度とする。
常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例及び常陸太田市企業等立地促進条例の特例を定める条例	H30.9	常陸太田市東部土地区画整理事業計画地への立地企業 ・立地:投下資本額 5,000 万円超	・操業開始後5年間の固定資産税, 都市計画税相当額を奨励金として交付(課税免除を受けた固定資産税相当額を除く) ・立地に伴い、操業開始日前6月から操業開始後3年以内に新たに雇用した者のうち、その者又はその者と生計を一にする家族が操業開始日前 1 年間継続して本市の区域内に住所を有する者を 1 年以上継続して雇用した場合、当該新規雇用者数に 1 年当たり 10 万円を乗じて得た額を奨励金として交付(当該新規雇用者ごとに5年まで)
常陸太田市新規立地企業誘致促進奨励金交付要項	R 元.5	常陸太田市東部土地区画整理事業計画地への立地企業 ・指定業種:産業分野(統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類による。)男子服小売業, 婦人・子供服小売業, 家具・建具・畳小売業, 書籍・文房具小売業, スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業, すし店, 喫茶店, その他市長が認める産業分野	・企業が立地した日の属する年度の翌年度から 10 年度を限度とし、交付期間における各年度の 4 月 1 日における商業施設の店舗面積 1 平方メートルあたり 5,000 円を乗じて得た額を奨励金として交付(各年度の一の企業に対する奨励金の上限額は 500 万円)
常陸太田市新規立地企業上下水道料金補助金交付要項	R 元.5	常陸太田市東部土地区画整理事業計画地への立地企業	・企業が立地した日の属する月の翌月から5年を限度とし、企業がその活動のために使用した上下水道に係る料金のうち、交付期間における各年 1 月から 12 月に係る補助対象経費の総額の 2分の1を補助金として交付(各年の一の企業に対する補助金の上限は 300 万円)

08214

茨城県

高萩市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
高萩市地域総合整備資金貸付要綱 (事務取扱要領)	H12.8 (H12.8)	○民間事業者等が、市が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業により工場等を新增設したときに、金融機関から資金を借入れた時、借入額の 20%を限度に市が貸金貸付をする。  (詳細要件あり)	融資 ○限度額 6億円 ○償還期間 15 年以内 ○無利子
高萩市企業誘致条例	H18.12.25	○民間事業者等が、高萩市土地開発公社が造成した工業団地において事業所を新設した場合、その年度に納付した固定資産税のうち、操業開始日に係るものに 100 分の 70(高萩・北茨城広域工業用水道企業団の工業用水を 1 日当たり 100 立方メートル以上契約している事業者にあつては 100 分の 100)を乗じて得た額を交付する。  (詳細要件あり)	奨励金 ○限度額 なし ○交付期間 3年

08215

茨城県

北茨城市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
北茨城市企業誘致奨励金条例	H19.9	○新設 投下固定資本額 1億円以上 従業員(市内居住者)5人以上 新たに土地を取得又は賃借した日から2年以内の 操業	企業誘致奨励金 固定資産税・都市計画税相当額 100/100(3年以内)
		○増設 投下固定資本額 1億円以上 従業員(新規雇用市内居住者)5人以上 増設した日から1年以内の操業	
		従業員のうち、正規雇用者であって操業開始前後6 月以内に採用し、引き続き1年以上雇用する者	企業雇用者奨励金 交付対象従業員(正規雇用者)1人に つき 10 万円(3年以内)
高萩・北茨城広域 工業用水企業団	H22.4	中郷工業団地・南中郷工業団地に新たに土地を取 得した日から2年以内に工場等を新設し、かつ工業 用水道の受水を開始する企業	企業立地優遇策として、工業用水道 の給水料金を3年間全額免除(超過 料金は対象外)

08216

茨城県

笠間市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
市内に事務所、事業所を新增設し、次のいずれかに該当する法人 ① 業者数が10人以上増加 ② 地方公共団体等が造成した工業団地への新增設		課税免除	固定資産税	3年間 (R03.3.31まで)
地域再生法に規定する地方活力向上地域において、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令に規定する特別償却設備を新增設した設置者		不均一課税	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法に規定する促進区域において、同法25条の規定に基づき、総務省令で定めるものを設置した設置者		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
笠間市企業立地 促進事業補助金	H26.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売業で1ヘクタール以上の用地を取得</li> <li>・茨城中央工業団地笠間地区内に立地</li> <li>・投資額1億円以上</li> <li>・市内居住の正規雇用者を5人以上確保</li> </ul>	5,000万円を限度に取得額の5%以内を補助
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業、運輸業、卸売業等で1ヘクタール以上の用地を取得</li> <li>・公共団体が造成した市内工業団地や事業用地または都市計画工業系用途地域以外の区域に立地</li> <li>・投資額1億円以上</li> <li>・市内居住の正規雇用者を5人以上確保</li> </ul>	5,000万円を限度に取得額の5%以内を補助
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業、運輸業、卸売業等で1ヘクタール以上の用地を取得</li> <li>・公共団体が造成した市内工業団地や事業用地または都市計画工業系用途地域内に立地</li> <li>・投資額1億円以上</li> <li>・市内居住の正規雇用者を5人以上確保</li> </ul>	5,000万円を限度に取得額の10%以内を補助
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業、運輸業、卸売業等で5ヘクタール以上の用地を取得</li> <li>・公共団体が造成した市内工業団地や事業用地または都市計画工業系用途地域内に立地</li> <li>・投資額1億円以上</li> <li>・市内居住の正規雇用者を5人以上確保</li> </ul>	1億円を限度に取得額の10%以内を補助

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業、運輸業、卸売業等で 10 ヘクタール以上の用地を取得</li> <li>・公共団体が造成した市内工業団地や事業用地または都市計画工業系用途地域内に立地</li> <li>・投資額1億円以上</li> <li>・市内居住の正規雇用者を 10 人以上確保</li> </ul>	2 億円を限度に取得額の 10%以内を補助
笠間市企業活動促進市民雇用創出補助金	H26.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に本店又は支店登記する製造、運輸、卸売業等</li> <li>・1年以上継続して事業を営み申請日以降 3 年以上継続</li> <li>・1年間に新たな設備投資額 2,000 万円以上</li> <li>・設備投資6ヶ月前から投資後3年以内に市内に住民票を有する方を正社員として新規雇用し、1年間継続雇用</li> </ul>	300 万円を限度に1名につき 30 万円を補助
笠間市工場立地法準則条例	H26.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第8条第1項に規定する用途地域の定めのない区域及び同条第1項第1号の準工業地域</li> <li>・都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域及び工業地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地含む環境施設面積率:15%以</li> <li>・緑地含む環境施設面積率:10%以上</li> </ul>

08219

茨城県

牛久市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
牛久市企業誘致 条例	H17.9	製造業及び運輸・情報通信業 ○新設 投下固定資産の取得に要する費用の総額が1億 5,000 万円以上 ただし、投下固定資産の取得に要する費用のうち建 物取得の費用が 5,000 万円以上 事業用定期借地権により賃借するときは、投下固定 資産の取得に要する費用のうち、建物取得の費用が 5,000 万円以上 ○増設 増設に係る投下固定資産の取得に要する費用のう ち、建物取得の費用が 5,000 万円以上	奨励金 ○当該指定に係る固定資産税及び 都市計画税に相当する額（3年以 内、ただし R04.9.30 までの間に新增 設した事業所等が対象）

08221

茨城県

ひたちなか市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、道路貨物運送業、こん包業、 卸売業 取得価格 2,700 万円超 市内全域	新規雇用 15 人超 (製造業は 15 人以下でも可)	不均一課税 初年度 0.14% 2年度 0.35% 3年度 0.7 %	固定資産税	3年間

08222

茨城県

鹿嶋市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
≪鹿嶋市産業活動の活性化のための固定資産税の特例措置に関する条例≫ <b>【対象】</b> ・法人又は個人(ただし、風俗営業等は除く) <b>【対象区域】</b> 用途地域で限定 ・工業系:工業地域、準工業地域 ・商業系:商業地域、近隣商業地域、準住居地域、一種・二種住居地域、大野地区計画区域 <b>【要件】</b> ・雇用条件あり(市内従業者5人) ・土地の取得 ・企業立地計画の県承認の条件なし		課税免除	固定資産税 (土地・家屋・償却資産税)	5年度分

08223

茨城県

潮来市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、情報通信業、運輸業等、茨城県鹿島臨海地域基本計画及び茨城県全域基本計画に定める集積業種	—	課税免除	固定資産税	5年間(規則で定める区域) 3年間(その他の区域)
① 地域未来投資促進法に基づく都道府県知事の承認を受けている法人				
② ①の承認を受けており、地域未来投資促進法に基づく主務大臣の確認を受けている法人 新增設 2,000				
③ ①の承認を受けており、地域未来投資促進法に基づく主務大臣の確認を受けていない法人 新增設 5,000 (中小企業者 3,000)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
潮来市固定資産税の特例措置及び雇用の促進に関する条例	H20.6	左記条例により課税免除の適用を受ける事務所・事業所の新增設に伴い、30歳以下の市民を新たに雇用し、1年以上継続した場合	奨励金 1人・1年あたり15万円を3年間交付(1年あたりの上限額は1,000万円)
潮来市工場環境施設及び緑地面積率を定める条例	H20.6	規則で定める市内の重点促進区域内に工場を新增設する場合	工場立地法に基づく環境施設・緑地面積率の緩和(下限設置割合) ○甲種区域(20%・15%) ○乙種区域(15%・10%) ○丙種区域(10%・5%)
潮来市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の	H24.12	規則で定める潮来工業団地復興産業集積区域内に工場を新增設する場合	工場立地法に基づく環境施設・緑地面積率の緩和

<p>規定に基づく準則を定める 条例</p>		<p>※潮来市工場環境施設及び緑地面積率 を定める条例に代えて適用すべき割合を 定めるものである。</p>	<p>(下限設置割合) ○潮来工業団地復興産業集積 区域(1%・1%)</p>
----------------------------	--	---	---

08225

茨城県

常陸大宮市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業促進区域 新增設 10,000 (※農林漁業関連 5,000) 製造業かつ企業立地計画承認事業者	—	課税免除	固定資産税 構築物 (土地・家屋)	3年間
過疎法適用地域 新增設 2,700 農林水産物等販売業 製造業、旅館業	—	課税免除	固定資産税 (土地・家屋・償却)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
常陸大宮市宮の郷工業 団地企業立地奨励金 交付要綱	H18.9	○宮の郷工業団地内に事業活動に必要な土地を取得 又は賃貸契約を締結し、かつ、事業所を新設、増設又 は取得すること○市税等を納付期限内に完納している こと ○立地し、操業を開始してから1年を経過していること。	奨励金 ○3年間 ○事業を開始した翌年度に 賦課した固定資産税額を限 度額として交付
常陸大宮市雇用促進 奨励金交付要綱	H18.9	○宮の郷工業団地内の事業所において、当市に住所 を有する者を雇用した事業者 ○操業開始日の属する年の前年4月1日から操業開始 日以降3年以内に事業者にも雇用されてる者のうち、引き 続き1年以上雇用されている者	奨励金 ○3年間 ○雇用者1人につき年額 10 万円

08226

茨城県

那珂市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
市内において、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、コールセンター業、旅館業、植物工場に該当するものが新增設により取得した減価償却資産で取得価格の合計額が2,700万円を超えるもの。	新增設した対象設備を事業の用に供したことより増加する雇用の数が5人を超えること (製造業は除く)	課税免除	固定資産税(土地、家屋、償却資産)	3年間(R3.3.31までに取得した対象資産)
【移転型事業】 茨城県から認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に基づき、東京 23 区にある本社機能を市内の対象地域内に移転することに伴い、取得した減価償却資産の合計額が 2,000 万円以上であるもの。(中小企業については 1,000 万円以上)		課税免除	固定資産税(土地、家屋、償却資産)	3年間
【拡充型事業】 茨城県から認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に基づき、東京 23 区以外にある本社機能の市内への移転及び市内にある本社機能の拡充をすることに伴い、取得した減価償却資産で取得価格の合計額が2,000万円以上であるもの。 (中小企業については 1,000 万円以上)		不均一課税	固定資産税(土地、家屋、償却資産)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容

<p>那珂市企業立地促進雇用奨励補助金 交付要綱</p>	<p>R2.4</p>	<p>○製造業、情報通信業、卸売業、運輸業、コールセンター業、旅館業、植物工場</p> <p>○「那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例」に基づく固定資産税の課税免除の適用を受ける法人であって、設備投資等に伴い、那珂市民を新規に正規社員として雇用し、1年以上継続雇用した場合</p>	<p>雇用奨励補助金</p> <p>○新規雇用1人当たり年額10万円 (1事業者当たり年額300万円を限度) (交付期間は3年度が限度) (操業開始日前6か月間、操業開始後1年間の計1年6か月間において、那珂市民を新規に正規社員として雇用し、雇用した日から1年以上継続雇用した者が対象)</p>
----------------------------------	-------------	--	---

08227

茨城県

筑西市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
筑西市企業立地促進条例	H22.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業種:製造業、運輸業、卸売業</li> <li>○地域:都市計画法に掲げる工業専用地域</li> <li>○新設:適用地域に新たに土地を取得し、事業所等を設置</li> <li>○増設:適用地域に新たに土地を取得し、同一業種の事業所等を設置</li> <li>○規模:投下固定資産額 5,000 万円以上</li> <li>○土地取得から5年以内に操業開始</li> </ul>	奨励金 <ul style="list-style-type: none"> <li>○固定資産税(土地、家屋、償却)相当額(100/100)</li> <li>○上限 5,000 万円(年)</li> <li>○操業開始後、課税することとなる年度から3年間</li> </ul>
筑西市工場立地法地域準則条例	H26.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業種:製造業等に係る工場又は事業所</li> <li>○面積:敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上 又は 建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	緑地・環境施設面積率の緩和 <ul style="list-style-type: none"> <li>○準工業地域 (10%以上・15%以上)</li> <li>○工業・工業専用地域 (5%以上・10%以上)</li> <li>○市街化調整区域 (5%以上・10%以上)</li> </ul> 重複緑地面積率の緩和 <ul style="list-style-type: none"> <li>○緑地面積の 50%以下</li> </ul>

08228

茨城県

坂東市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
坂東市工場誘致条例	H17.3	1.岩井幸田工業団地及び、坂東インター工業団地の区域内 2.新設用地取得後3年以内操業 ・土地 5,000 m <sup>2</sup> 超 ・家屋 1,000 m <sup>2</sup> 超 3.増設 ・新設後7年以内 4.太陽光発電設備設置 ・発電能力 50 キロワット以上 ・設置者の施設内の電気設備に利用すること 1.2.3.4.ともに製造業・加工業及びこれに付随する業務	奨励金 ○新設 固定資産税(土地・家屋・償却資産)相当額 100%交付(3年間) ○増設 固定資産税(家屋・償却資産)相当額 100%交付(上限 5,000 万円、3年間) ○太陽光発電設備設置 固定資産税(償却資産)相当額5分の4交付(上限 1,000 万円、3年間)

08229

茨城県

稲敷市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設した企業	5 (ただし、公的団体が造成した団地内である場合は、5人未満でも対象)	課税免除	固定資産税	3年間 (江戸崎工業団地への立地は5年間) (R4.3.31 までの新增設に適用)
茨城県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた法人で、当該計画に位置付けている特定業務施設を事業の用に供した法人		課税免除	法人市民税 (1年度1億円を限度) 固定資産税	5年間 (R4.3.31 までに事業の用に供した法人に対し適用)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
稲敷市江戸崎工業団地企業立地促進条例	H23.9	江戸崎工業団地に立地した企業 ○製造業、運送業、卸売・小売業(日本標準産業分類) ○投下固定資産総額(建物・設備)が 2,000 万円以上 ○市内在住者5人以上の新規雇用	用地取得助成金 ○土地購入代金の5%助成
稲敷市本社機能移転等支援事業費補助金交付要綱	H28.3	茨城県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者で、当該計画に位置付けている特定業務施設を令和 4 年 3 月 31 日までに事業の用に供した者	(1) 移転支援補助金(上限 2,000 万円) (2) 市内定住従事者雇用促進補助金(上限 1,000 万円)
稲敷市市民のための創業支援事業費補助金交付要綱	H29.7	稲敷市創業支援事業計画に基づき、市内で創業、第二創業又は新事業展開をする者	(1) 創業等に要する経費の補助金(上限 50 万円) (2) UIJ ターン者への補助金(20 万円)
稲敷市社宅整備促進補助金交付要綱	H28.3	市内に従業員の居住を目的とした住居を新たに取得した法人	補助金 上限 200 万円

08230

茨城県

かすみがうら市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新増設した法人 (製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、情報通信技術利用業、自然科学研究所、宿泊業)</li> <li>・課税免除対象の設備投資額の合計が1億円以上</li> <li>・事前に地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を作成し、茨城県の承認と、国の先進性の確認を受けること</li> </ul>	5人以上の従業員の増加(中小企業は3人以上)	課税免除	固定資産税 (土地・家屋・償却資産) ※国の先進性の確認を受けた資産に限る。	3年度分
※地域未来投資促進法に基づく基本計画に定める同意企業立地重点促進区域または本社機能移転の場合				5年度分 ※

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
かすみがうら市 企業立地促進 条例	H21.9 (H35.3.31 まで)	<p>本市に企業の立地(事務所等の新増設)を行い、従業員を5人(中小企業にあつては3人)以上新規雇用する企業(製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、情報通信技術利用業、自然科学研究所、宿泊業)</p> <p>ただし、立地の場合の投下設備投資額が、新設の場合は2億円(中小企業は1億円)以上、増設等の場合は1億円(中小企業は5千万円)以上であること。さらに、新規雇用従業員は、新増設に伴い新たに当該企業に就業することとなる正社員のほか、現在正社員であつても当該企業の増設等に伴い当該事務所等に就業することとなる者を含み、いずれも市内に居住する者であること。</p> <p>また、着工前に地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の茨城県の承認を受けること。</p>	<p>助成金</p> <p>○設備投資助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投下された設備投資額に5%を乗じて得た額を交付(1億円を限度)</li> <li>・本社機能移転の場合、投下された設備投資額の10パーセント(2億円を限度)</li> </ul> <p>○雇用促進助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規雇用従業員の数に一人当たり30万円を乗じた額を交付(1億円を限度)</li> <li>・本社機能移転の場合、新規雇用従業員一人当たり50万円(1億円を限度)</li> </ul> <p>○敷地整備・インフラ整備助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備額の25%(1億円を限度)助成</li> <li>・本社機能移転の場合、整備額の50%(2億円を限度)助成</li> </ul> <p>※敷地整備:企業の立地に必要な土地の区画形質の変更(造成・整地・伐採等)</p>

			<p>インフラ整備:調整池・排水路施設等の整備</p> <p>※上記の合計額を3年間に分割して交付することができる</p>
<p>かすみがうら市 企業立地促進 融資利子補給 要綱</p>	<p>H21.9 (H35.3.31 まで)</p>	<p>本市域に本市企業立地促進条例に基づく 企業の立地(事務所等の新增設)を行うため に茨城県工場等立地促進融資を受けた者</p>	<p>利子補給金の交付</p> <p>○当該年度の4月1日における茨城県工場等 立地促進融資の融資元金残高に1%を乗じ て得た額</p> <p>○交付期間は5年間とし、通算3千万円が限度</p>
<p>かすみがうら市 重点促進区域 における緑地面 積率等を定める 条例</p>	<p>H21.9</p>	<p>本市における重点促進区域における製造 業等に係る工場又は事業場を工場立地法に 基づき立地する場合</p>	<p>○緑地面積率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土浦・千代田工業団地等地域及び逆西工業 団地等地域は10%以上</li> <li>・向原工業団地等地域、西山工業団地等 地域、天神工業団地等地域、加茂工業団地等 地域は5%以上</li> </ul> <p>○環境施設面積率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土浦・千代田工業団地等地域及び逆西工業 団地等地域は15%以上</li> <li>・向原工業団地等地域、西山工業団地等 地域、天神工業団地等地域、加茂工業団地等 地域は10%以上</li> </ul>

08231

茨城県

桜川市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
桜川市産業立地及び雇用の促進に関する条例	R2.7 (施行)	○基本的にすべての業種(一部対象外あり) ○次のいずれかの事業所 1. 投下固定資産額(土地、家屋及び償却資産の取得額):3,000万円以上のも 2. 常時使用する従業員数:市内に住所を有する者が5人以上増加するもの	○奨励金 ・市内に、対象事業所の新設・増設・移設を行った場合は、設置部分にかかる固定資産税額を上限に、3年間、奨励金を交付

(詳細はこちら <http://www.city.sakuragawa.lg.jp/page/page006721.html> )

08232

茨城県

神栖市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
市内に事務所等を新增設した法人又は個人 — (神栖市産業活動の活性化及び雇用機会創出のための固定資産税の特別措置に関する条例)	新たに5人以上、うち市内に住所を有する者3人以上 (ただし、公共団体が造成した工業団地内におけるものについては従業者増員要件なし)	100%課税免除	固定資産税 (家屋・家屋部分の土地・償却)	3年間 ・R3.3.31 まで ・失効日(R3.3.31)以前に事務所等の新增設に着手し、失効日から3年を経過する日までに新增設を完了した場合も適用(ただし、失効日以前に着手届の提出が必要)

08233

茨城県

行方市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(産業活動活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に係るもの) 市内に事務所又は事業所を新增設した法人(風俗営業等を除く)	従業者数を5人以上増加させるもの	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、償却資産)	3年間 (H30.4.1～R03.3.31 までの間に取得した固定資産にかかる3年度分の固定資産税に適用)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
行方市企業立地促進補助金交付要綱	H26.1	常時雇用従業員を10人以上雇用する事業者であって、事業の用に供するために取得した投下固定資産の合計金額が1億円以上の新設を行ったもの ※事業者(日本標準産業分類に定める製造業、情報通信業、運輸業又は卸売業を営むもの)	補助金 対象取得金額に100分の5を乗じて得た額。ただし、2,000万円を上限とする。
		創業補助金の交付対象者のうち、新規雇用従業員について次に掲げる区分に応じ当該区分に定める期間にわたり継続して雇用している者 (1)雇用開始型 新規雇用従業員の雇用開始の日から起算して6か月以内 (2)雇用継続型 新規雇用従業員の雇用開始の日から起算して1年6か月または2年6か月	補助金 新規雇用従業員数に10万円を乗じて得た額。ただし、500万円を上限とする。

08234

茨城県

鉾田市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	補助内容
鉾田市企業立地及び雇用の促進に関する条例	H29.3	<p>○対象業種 製造業及び流通業等に必要な工場及び施設(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類に掲げる E 製造業, G 情報通信業, H 運送業・郵便業, I 卸売業・小売業, L 学術研究 専門・技術サービス業)</p> <p>○対象要件 次のいずれにも該当する事業であること。 ・投下固定資産の取得価格の総額が新設を行う企業にあつては5,000万円以上, 増設を行う企業にあつては2,000万円以上であること。ただし, 日本標準産業分類における I 卸売・小売業について, 新設を行う企業にあつては3,000万円以上であること。 ・新規雇用者の人数が, 新設を行う企業にあつては5人以上, 増設を行う企業にあつては2人以上であること。ただし, 日本標準産業分類における I 卸売・小売業(コンビニエンスストアを除く)について, 新設を行う企業にあつては3人以上であること。 ・新設及び増設に係る施設の建築面積が1,000㎡以上であること。</p>	<p>○企業立地奨励金 ・収納された指定企業の固定資産税の額(投下固定資産に係る部分に限る。)に相当する額を交付 ・交付対象期間は, 指定企業が新設又は増設した事業所の操業を開始した日以後において, 投下固定資産に係る固定資産税を最初に課すべきこととなった年度から3年間</p> <p>○雇用促進奨励金 ・指定企業が新設又は増設した事業所の操業開始日から1年を経過した日を基準日とし, 基準日における新規雇用者のうち, 採用日において45歳以下の者を引き続き1年以上継続して雇用する者1人につき20万円を交付 ・交付対象期間は, 基準日から3年間。ただし, 各年度の奨励金の上限額は, 1企業あたり500万円を上限。</p>

08235

茨城県

つくばみらい市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
市内に事務所・事業所を新増設	10人以上の増加	課税免除	固定資産税 都市計画税 (家屋・土地(家屋の敷地部分(土地の取得の翌日から起算して1年以内に家屋の建設の着手があったもの)に限る)・償却資産)	3年間
市内に貸し施設を新増設	20人以上の増加			
地方公共団体その他公共的団体が造成した工業団地内におけるもの、その他規則で定めるもの	—			
※上記基準は既存の物件を購入した場合も含む。				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
つくばみらい市工場立地特例対象区域における緑地面積率等を定める条例	H22.7.8	条例に定める工場立地特例対象区域内に新設又は増設する製造業等	工場立地法に基づく緑地面積率と環境施設面積率の緩和 ・緑地面積率 5% ・環境施設面積率 10%
つくばみらい市雇用促進奨励金条例	H22.12.15	市内の事務所等の新設又は増設に伴い新規雇用者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者)を雇用した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)固定資産税等の特別措置に関する条例第2条第1項各号のいずれかに該当していること。 (2)新規雇用者を事業開始の日から起算して1年以上継続して雇用していること。 (3)前号の新規雇用者が事業開始の日から起算して1年以上継続して市内に住所を有していること。 (4)市税を完納していること。	奨励金 ・新規雇用者1人につき15万円を乗じて得た額とし、1回の交付につき300万円を限度とする。 ・奨励金の交付は、事務所等の1新設又は1増設につき1回とする。

詳しくはこちら [つくばみらい市企業立地促進優遇制度のご案内](#)

08236

茨城県

小美玉市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
H30年4月1日からR05年3月31日までの間に市内の事務所又は事業所を新設又は増設	市内の事務所等の雇用者が3人以上(※注1)増加する法人(特例法人) (※注1) ・小美玉市内に住所を有する者を3人以上含むもの ・事務所等の新增設が、工業団地内等である場合には、雇用者が3人以上増加しなくても課税免除の対象となる。	課税免除	事務所等の新增設に伴う土地(※注2)、家屋及び償却資産(特例資産)の一部又は全部(※注2) ・土地については、取得後1年以内に事務所等の建設に着手したもので、対象部分は家屋の底地面積。	5年間

〈補助金, 融資, 奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
小美玉市産業活動の活性化及び雇用機会の創出に関する条例	H30.3	小美玉市市民雇用奨励金 市内の事業者が、小美玉市に住所を有しているものを正規雇用し、一定期間継続して雇用した場合。 (「小美玉市産業活動の活性化及び雇用機会の創出に関する条例」に規定する要件を満たすもの) 操業開始日の前後6カ月に新規に雇用するものとして雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合。	新規雇用者1人につき、年額10万円ただし、1,000万円を限度とする。 最長で交付を受けた年度から3年度目まで。

詳しくはこちら([商工観光課](#))

08302

茨城県

茨城町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、道路貨物運送業、梱包業、卸売業 2,700	新規雇用 15 (製造業は 15 人以下で も可)	不均一課税 第 1 年度 0.14% 第 2 年度 0.35% 第 3 年度 0.70%	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
茨城町企業誘致条例	H11.9	○工業団地内 ・新增設 4,000 m <sup>2</sup> 以上 ・用地取得後2年以内に操業	企業奨励金 ○固定資産税相当額(3年間)
	H21.4	○工業団地内 ・新增設 4,000 m <sup>2</sup> 以上 ・用地取得後2年以内に操業 ・本町に住所を有する者を1年以上雇用 (非正規を除く)	雇用奨励金 ○新規雇用者1人につき 10 万円 (3年間)
	H28.4	○茨城中央工業団地内 ・新設 30,000 m <sup>2</sup> 以上 ・設備投資5億円以上 ・操業開始時新規雇用者 10 人以上 ・用地取得後2年以内に操業	用地取得奨励金 ○用地取得額の5% ○1社当り1億円限度

08310

茨城県

城里町

## 〈企業立地に対する税制上の優遇措置等〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
固定資産税の不均一課税に関する条例	H28.3	対象事業者は、条例第 2 条の表にある「移転型事業」と「拡充型事業」の 2 種類。移転型事業は、東京 23 区内にある本社機能や研究所等の特定業務機能を城里町に整備移転する場合、拡充型事業は東京 23 区以外の事業者が、特定業務機能を城里町に整備移転または当町にある特定業務機能を拡充整備する場合に該当。	<p>県知事から認定を受けた、地方活力向上地域特定業務施設整備計画によって整備移転等をした場合の、整備施設の固定資産税について、新たに課税することになった年度から不均一課税(減税)を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税率 1.4/100 → 1.4/10000</li> <li>・移転型事業 5年度間</li> <li>・拡充型事業 3年度間</li> <li>・期間経過後は通常の税率 1.4%</li> <li>・国から交付税での補てん措置あり</li> </ul>

## 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
城里町企業立地奨励金交付要綱	H17.2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本標準産業分類による製造業・運輸・通信業及び研究所に必要な施設及び附属物を、城里町に新設又は増設した者並びにこれらの用地として土地を譲渡した者で、投下固定資産額が、3,000 万円以上で、かつ、常時使用する従業員が 10 人以上の公害が発生するおそれのない事業所の新設または増設をした者。</li> <li>2. 上記による用地を譲渡したことにより、地方税法附則第 34 条及び第 35 条に規定する町民税が賦課された者。ただし、土地収用法等が適用され特別控除がある場合を除く。</li> </ol>	<p>奨励金</p> <p>○左記 1.の適用者については、事業を開始した固定資産税額に対し、第1年次は 3/3、第2年次は 2/3、第3年次は 1/3 を交付。</p> <p>○左記 2.の適用者については、賦課した町民税の 1/2 を交付。ただし、50 万円を限度とする。</p>

08341

茨城県

東海村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
東海村産業活性化 奨励金交付要綱	H29.4	○固定資産税の課税免除制度適用要件に該当し、新設又は増設に伴い、東海村民を新規従業員として3人以上雇用し、1年以上継続雇用した場合	雇用促進奨励金 ○1人当たり10万円を交付 (ただし、1事業者100万円を限度) (交付期間は、初めて雇用促進奨励金の交付の決定を受けることとなった年度から3年間を限度とする。)

08364

茨城県

大子町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700 (製造業, 農林水産物等販売業, 旅館業)	—	課税免除	固定資産税	5年間
—	新規雇用 5 (製造業, 情報通信業, 運輸業, 卸売業, 情報通信技術利用業, 学術・開発研究機関, 旅館業)	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金, 融資, 奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
大子町企業立地促進条例	H19.10	○新規雇用者(新增設含む)1人以上 (製造業, ソフトウェア業, 旅館業, 医療・福祉業, 教育・学習支援業, 農業・林業, 建築・土木・設備工事業, 道路旅客・貨物運送業, 卸売・小売業, 自動車販売・整備業, 廃棄物処理・衛生の事業, 飲食サービス業)	雇用奨励金 1人当たり年額 15 万円, 3年間交付 (1社当たり上限 750 万円 /年)
大子町企業立地成功報奨金制度実施要綱	H27.11	○仲介が成立し, 操業開始した場合 ○対象業種 上記のとおり ○新規雇用者 5人以上 ○土地の敷地面積 300 m <sup>2</sup> 以上	企業立地成功報奨金 契約額の3% (上限 100 万円)
大子町地域人材育成事業補助金交付要綱	H28.4	○未就職者を正規雇用し, 育成に係る研修費が対象 ○新規雇用者 1人以上 (製造業, ソフトウェア業, 旅館業, 医療・福祉業, 教育・学習支援業, 農業・林業, 建築・土木・設備工事業, 造園業, 道路旅客・貨物運送業, 卸売・小売業, 自動車販売・整備業, 廃棄物処理・衛生の事業, 飲食サービス業)	補助金 1人当たり年額 15 万円, 限度額 200 万円 (1人当たり1回限り)

08442

茨城県

美浦村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
3,800 万円(中小企業者等は1,900 万円) ※対象は、本社機能施設の建物及びその附属設備、構築物、機械装置等	5人以上(うち村民1人以上)の増加	<b>■不均一課税</b> ○建物を新增築した場合の <u>税率</u> 第1年度 0.00/100 第2年度 0.00/100 第3年度 0.00/100 第4年度 0.14/100 第5年度 0.28/100 ○既存施設を取得した場合の <u>税率</u> 第1年度 0.00/100 第2年度 0.00/100 第3年度 0.00/100 ※上限:軽減措置の額が5,000 万円となる率	固定資産税	○建物を新增築した場合は5年間 ○既存施設を取得した場合は3年間 ※令和7年3月31日までに新增設した法人に適用

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
美浦村企業誘致条例	H27.3	○新設の場合は敷地面積が 500 m <sup>2</sup> 以上又は投下固定資産が 3,000 万円以上 ○増設の場合は延床面積が 200 m <sup>2</sup> 以上又は投下固定資産が 1,000 万円以上 ○機械等の増設の場合は取得費用が 1,000 万円以上(過去に機械等を整備したことのない施設に増設した場合を対象とし、機械等の更新は含まない) ○従業員5人以上(うち村民1人以上)の増加 ○令和7年3月31日まで ※雇用促進奨励金の該当者 ・第1年度は、事業開始日6月前から第1年度開始の4月1日までの間に雇用し、第1年度内において引き続き雇用した者 ・第2年度は、第1年度の4月2日から第2年度開	≪立地奨励金≫ ○建物を新增築した場合は新增設に係る固定資産税相当額を3年間交付。さらに、投下固定資産が2億円以上の場合に限り、第4年度は新增設に係る固定資産税相当額の70%、第5年度は新增設に係る固定資産税相当額の50%を交付 ※上限:5,000 万円 ○既存施設を取得した場合は、第1年度は新增設に係る固定資産税相当額、第2年度は新增設に係る固定資産税相当額の70%、第3年度は新增設に係る固定資産税相当額の50%を交付

		<p>始の4月1日までの間に雇用し、第2年度内において引き続き雇用した者</p>	<p>※上限:5,000万円</p> <p>《設備投資奨励金》</p> <p>○機械等を増設した場合は新增設に係る固定資産税相当額の50%を3年間交付</p> <p>《雇用促進奨励金》</p> <p>○村民の正社員を雇用した場合は1人につき10万円を2年間交付</p>
--	--	--	--

08443

茨城県

阿見町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
阿見町工場誘致条例	H13.10 H22.4 改正 〔雇用促進奨励金追加〕 H25.10 改正 〔企業立地等促進奨励金を交付する期間の特例〕 H26.4 改正 〔工場見学施設設置奨励金追加〕 H27.4 改正 〔企業立地等促進奨励金を交付する期間の特例〕	阿見東部工業団地内において、3,000 m <sup>2</sup> を超える新たな用地の取得又は賃借の契約後2年以内に工場等の建設工事に着手し、3年以内に操業開始	○奨励金 ■企業立地等促進奨励金 ◇固定資産税の年税額に相当する額 ◇操業開始後、最初に納税義務が確定した固定資産税の納期年度から3年以内 (平成25年10月1日から平成30年3月31日の間に用地取得等の場合5年)  ■雇用促進奨励金 ◇新規雇用者※数 × 10万円の額 ※ 操業開始日の前後6月以内の新規雇用者で、1年以上継続雇用し、町内に住所を有するもの。 ◇操業開始日から1年6ヶ月後の年度から3年以内  ■工場見学施設設置奨励金 ◇新設する工場等に、一般からの工場見学を広く受け入れることを目的に施設を設置し、かつ、町と産業観光の対象とする締結をした場合、取得費の5%の額(300万円を上限)
阿見吉原地区企業誘致条例	H26.4 H27.4 改正 〔奨励金に建	阿見吉原地区の茨城県が分譲する業務用地において、10,000 m <sup>2</sup> を超える新たな用地の取得又は賃借の契約後2年以内に事業所等の建設工事に着	○奨励金 ■企業立地等促進奨励金

	<p>物と償却資産の固定資産税額に相当する分を追加。雇用促進奨励金、見学施設設置奨励金を追加]</p>	<p>手し、3年以内に操業開始</p>	<p>◇固定資産税の年税額に相当する額</p> <p>◇操業開始後、最初に納税義務が確定した固定資産税の納期年度から3年以内</p> <p>■雇用促進奨励金</p> <p>◇新規雇用者※数 × 10 万円 の額</p> <p>※ 操業開始日の前後6月以内の新規雇用者で、1年以上継続雇用し、町内に住所を有するもの。</p> <p>◇操業開始日から1年6ヶ月後の年度から3年以内</p> <p>■見学施設設置奨励金</p> <p>◇新設する事業所等に、一般からの見学を広く受け入れることを目的に施設を設置し、かつ、町と産業観光の対象とする締結をした場合、取得費の5%の額(300万円を上限)</p>
--	---	---------------------	--

08447

茨城県

河内町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
町内に事務所又は事業所の新設又は増改築をした法人	従業員数を5人以上増加させるもの	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、償却資産)	3年間

08521

茨城県

八千代町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
対象:製造業、運輸業、卸売業、研究施設 (新設) 設備投資額 5千万円以上	正社員として新規雇用 2人以上 (町内在住に限る)  雇用要件なし	課税免除	固定資産税 (町内全域)	3年間
(増設) 設備投資額 3千万円以上				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
八千代町新規学卒者雇用促進奨励金交付要綱	H28.4	○町内に本社、事務所等を有する個人または法人で、雇用保険法第5条第1項の規定による適用事業を行っている者 ○町内に住所を有する新規学卒者を7月1日までに採用し、翌年1月1日まで引き続き雇用していること ○前年度に事業主の都合により、新規学卒者の採用内定を取り消していないこと	奨励金 ・新規学卒雇用者1人につき20万円を交付(最大100万円)
八千代町社宅・社員寮整備支援事業助成金交付要綱	H28.4	○町内に社宅・社員寮を建設又は建設して賃貸借する事業者 ○従業員が入居し、住民登録をした後、最初に到来する1月1日において居住していること	助成金 ・整備戸数に応じて、助成金を交付(最大300万円) ・八千代中央土地区画整理事業における保留地を購入して建設した場合は、1㎡当たり2,000円を加算(上限100万円)
八千代町立地企業環境整備補助金交付要綱	H30.4	○町内において、1年以上同一の業種を営んでいる事業所 ○従業員を常時30人以上雇用して	補助金 ・事業所周辺の生活環境の改善・向上を図ることを目的に施設を整備した場合、取得費に1/2を

		いること	乗じた金額を交付(※1事業所当たり限度額 250万円)
--	--	------	-----------------------------

08564

茨城県

利根町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
利根町企業立地促進条例	H21.6	<p>○町内で事務所又は事業所を新設、増設または移転して操業を開始する事業者で、利根町企業促進条例施行規則第2条別表に掲げる業種を含む事業者 〈事業者要件〉</p> <p>①投下固定資産額 3,000 万円以上</p> <p>②常用雇用者 10 人以上</p> <p>③土地を確保後3年以内に操業を開始</p> <p>④法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、周辺環境に十分配慮された対象施設であること</p> <p>⑤町税等を完納していること</p>	<p>企業立地促進奨励金</p> <p>○交付期間 操業開始日の翌年の4月1日から起算して5年間</p> <p>○交付金額 町において新たに課税対象となる資産にかかる固定資産及び都市計画税に相当する額</p> <p>○交付時期 対象施設に係る当該年度の町税、使用料その他の公課完納後に交付</p>
		<p>○町内で事務所又は事業所を新設、増設または移転して操業を開始する事業者で、利根町企業促進条例施行規則第2条別表に掲げる業種を含む事業者 〈事業者要件〉</p> <p>①投下固定資産額 3,000 万円以上</p> <p>②操業開始日の前後6ヶ月以内に町民を新たに3人以上雇用し、そのうち 35 歳以下の町民を引き続き1年以上継続して雇用していること</p> <p>③法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、周辺環境に十分配慮された対象施設であること</p> <p>④町税等を完納していること</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○交付期間 操業開始日後6ヶ月を経過した日から3年間</p> <p>○交付金額 町内に住所を有する 35 歳以下の新規雇用者1人につき 20 万円(ただし、その 35 歳以下の新規雇用者が障害者である場合は1人につき 25 万円)</p> <p>※1年後に交付する奨励金は町全体で 1,000 万円を限度とする</p> <p>○交付期間 対象施設の操業開始日から起算して1年6ヶ月を経過した日以降</p>